

## 公益財団法人熊本市学校給食会の食育推進支援事業の公募について

### 1 趣 旨

熊本市内の小・中学校において、食育推進を中核として活動している団体に対し、諸活動（調理研修会、授業研修、献立開発、衛生管理研究、広報活動等）を支援することで各団体の更なる食育推進の充実を図る。

### 2 期 間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

### 3 申請方法

#### (1) 申請書

助成金交付申請書（様式第1号）、事業計画書、予算書及びその他理事長が必要と認める事項。

#### (2) 申請期間

令和7年4月1日～令和7年7月31日まで

#### (3) 申請先

公益財団法人熊本市学校給食会 理事長 宛  
〒860-0004 熊本市中央区新町2丁目4番27号

### 4 申請条件

(1) 熊本市内の小・中学校等において、食育推進を中核として活動している団体であること。

(2) 事業終了後30日以内に事業実施報告書、決算書及びその他理事長が必要と認める事項を提出すること。

### 5 助成金の決定及び支給について

(1) 申請内容を本会事務局で精査し、理事長決裁で助成金額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）を申請団体へ通知する。

(2) 毎年度事業の予算額の範囲内で、助成金の上限は1団体10万円までとする。

### 6 その他

#### (1) 申請用紙について

本会のホームページに掲載しているので、ダウンロード又は連絡があれば、申請書用紙を送付する。

#### (2) お問い合わせ

##### ① 公益財団法人 熊本市学校給食会

TEL:096-274-3377

FAX:096-354-6400

##### ② ホームページURL

<http://www.kc-kyushokukai.or.jp/>

## 公益財団法人熊本市学校給食会助成金交付規則

### （目的）

第1条 この規則は、学校給食会の目的を達成する諸団体への助成金の交付に関する事務の取扱いについて基本的事項を規定することによって助成金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

### （執行上の責務）

第2条 助成金に係る予算の執行は、予算で定めるところに従い、公正かつ効率的でなければならない。

### （交付の申請）

第3条 助成金の交付の申請をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、助成金の交付の対象となる事務又は事業（以下「助成事業等」という。）の実施前に理事長に提出しなければならない。

ただし、申請者が多数の場合は、本会で書類審査を行い、交付対象者を決定する。

（1）事業計画書

（2）予算書

（3）その他、理事長が必要と認める事項

### （交付の決定）

第4条 理事長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により助成金の交付を決定するものとする。この場合において理事長は、必要な条件を付することができる。

### （決定の通知）

第5条 理事長は、助成金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### （計画変更の申請等）

第6条 助成金の交付を受けた者は、計画内容の変更がある場合には遅延なく助成金事業等計画変更申請書（様式第3号）に第3条各号に掲げる書類を添えて理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 理事長は、第1項の申請書の提出があった場合は、助成金交付取消・変更通知書（様式第4号）により、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

### （実績報告）

第7条 助成事業者は、助成事業等が完了したときは、30日以内に次に掲げる実績報告書を理事長に提出しなければならない。

（1）事業報告書

（2）決算書又は決算見込書

（3）その他、理事長が必要と認める事項

(助成金の額の確定)

第8条 理事長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、その報告に係る助成事業等の成果が助成事業等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金交付確定通知書(様式第5号)により当該助成事業者へ通知するものとする。

ただし、助成金の上限を10万円までとする。

(助成金の交付)

第9条 助成金は、前条により確定した額を助成事業等の終了後(助成事業等が継続して行われる場合は、各年度終了後)に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中に交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

3 前項の交付を受けようとする助成事業者は、助成金概算交付申請書(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、第2項の概算額の交付決定をしたときは、助成金概算交付通知書(様式第7号)により助成事業者へ通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 理事長は、助成事業者が助成事業等に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定又は一部を取り消すことができる。

ただし、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの規則に基づく理事長の指示に違反したとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(補足)

第11条 この規則に定めるものの他、助成金の事務の取扱いに関して必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 Ⅰ 号(第3条関係)

助成金交付申請書

令和 年 月 日

(公財)熊本市学校給食会  
理事長 上島 和美 様

|         |         |
|---------|---------|
| 住 所     | _____   |
| 申請者 名 称 | _____   |
| 代表者     | _____ 印 |

助成金の交付申請について

公益財団法人熊本市学校給食会助成金交付規則第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 助成事業等の名称
- 2 助成事業等の目的及び内容
- 3 助成対象事業費
- 4 交付を受けようとする助成金の額及びその算出の基礎
- 5 その他

様式第 2 号(第5条関係)

助成金交付決定通知書

熊市学給発第 号

令和 年 月 日

住 所  
申請者 名 称  
代表者

(公財)熊本市学校給食会  
理事長 上島 和美

助成金の交付決定について

令和\_\_年\_\_月\_\_日付けて交付申請のあった令和\_\_年度事業に対する助成金については、公益財団法人熊本市学校給食会助成金交付規則第4条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 助成事業等の名称

2 助成金額は、次のとおりとする。

助成金額                      円

3 助成金は、事業終了後、確認された金額を請求により交付する。

請求の際には、本書の写しを添付すること。

4 交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 助成事業等に要する予算を変更し、又は助成事業等の内容を変更しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

(2) 助成事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

(3) 助成事業等が予定の期間内に完了しないとき又は助成事業等の遂行が困難となったときは、遅延なく理事長に報告して、その指示を受けなければならない。

(4) 助成事業等終了後30 日以内に事業報告書及び決算書を理事長に提出しなければならない。

5 助成条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他理事長が助成を不適当と認めたときは、助成を取り消し、若しくは助成金額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。

6 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により、その状況を監査することがある。

助成金事業等計画変更申請書

令和 年 月 日

(公財)熊本市学校給食会  
理事長 上島 和美 (宛)

|         |         |
|---------|---------|
| 住 所     | _____   |
| 申請者 名 称 | _____   |
| 代表者     | _____ 印 |

助成事業等の計画変更申請について

令和\_\_年\_\_月\_\_日付け,熊市学給発第\_\_号で助成金交付決定があった令和\_\_年度事業  
については,下記のとおり計画変更をしたのでご承認願います。

記

1 計画変更の内容

2 計画変更の理由

3 添付書類

助成金交付決定通知書

4 その他

助成金交付取消・変更通知書

熊市学給発第 号  
令和 年 月 日

住 所  
申請者 名 称  
代表者

(公財)熊本市学校給食会  
理事長 上島 和美

助成金の交付取消・変更について

令和\_\_年\_\_月\_\_日付け,熊市学給発第\_\_号で通知した令和\_\_年度事業に対する助成金については,公益財団法人熊本市学校給食会助成金交付規則第6条の規定により次のとおり取消・変更したので通知します。

記

1 助成金

\_\_\_\_\_円

2 取消・変更の理由

助成金交付確定通知書

熊市学給発第 号  
令和 年 月 日

住 所  
申請者 名 称  
代表者

(公財)熊本市学校給食会  
理事長 上島 和美

助成金の交付について

令和\_\_年\_\_月\_\_日付け,熊市学給発第\_\_号で通知した,令和\_\_年度事業に対する助成金  
については,公益財団法人熊本市学校給食会助成金交付規則第8条の規定により確定した  
ので,下記のとおり通知します。

記

助成金 \_\_\_\_\_ 円

様式第 6 号(第9条関係)

助成金概算交付申請書

令和 年 月 日

(公財)熊本市学校給食会  
理事長 上島 和美 (宛)

|         |         |
|---------|---------|
| 住 所     | _____   |
| 申請者 名 称 | _____   |
| 代表者     | _____ 印 |

助成金の概算交付について

令和\_\_年\_\_月\_\_日付け,熊市学給発第\_\_号で助成金交付決定があった令和\_\_年度事業に係る助成金について,下記のとおり概算交付いただきますようお願いいたします。

記

1 助成金概算交付申請額

\_\_\_\_\_ 円

2 助成金の概算交付申請理由

助成金概算交付通知書

熊市学給発第 号  
令和 年 月 日

住 所  
申請者 名 称  
代表者

(公財)熊本市学校給食会  
理事長 上島 和美

助成金の概算交付について

令和\_\_年\_\_月\_\_日付け,熊市学給発第\_\_号で通知した,令和\_\_年度事業に対する助成金については,公益財団法人熊本市学校給食会助成金交付規則第9条の規定により,下記のとおり概算交付します。

記

Ⅰ 助成金概算交付額 \_\_\_\_\_ 円

(交付の条件)

助成事業等終了後,次に掲げる実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(1)事業報告書

(2)決算書

(3)その他